

令和5年度 第2回ふじのくに消費者教育推進県域協議会 発言要旨

(弁護士会 靄岡座長)

- ・議事に先立って、前回の協議会で後日回答となっていた、インターネット広告の監視状況について、事務局の方から報告をお願いします。

(県民生活課 平山事業者指導班長)

- ・資料 25 ページの参考資料 1 を御覧いただきたい。近年のデジタル広告による消費者被害に対応するため、静岡県では令和 4 年度から、主にインターネット広告上で、消費者に誤認を与える、又は消費者を不当に誘引する不当表示について職権探知を開始している。
- ・具体的な探知方法としては、県内 3 箇所の県民生活センター及び県民生活課の職員が、例えば顔や体の容姿に関する劣等感を煽るいわゆるコンプレックス表示や、業界ナンバーワン、お客様満足度ナンバーワンといったナンバーワン表示など、テーマを決めて、これに関連する単語をネットや SNS で検索し、実際の表示状況を確認するモニタリング調査を行っている。
- ・このモニタリング調査で消費者に誤認を招くような不当な表示を発見したときは、本調査として、表示内容に矛盾がないか、根拠は何かなどを事業者を確認するなどの調査を行い、場合によっては指導をして、表示の改善を促している。
- ・調査開始 2 年目の令和 5 年度は、1 月末までで、初年度の 1.5 倍以上のモニタリング調査を実施している。
- ・デジタル広告は技術の進歩が早く、手口の巧妙化が著しい現状があるため、県としても、探知方法のアップデートなど、強化を進めていきたいと考えている。

(弁護士会 靄岡座長)

- ・指導をして、実際に改善等の効果は出ているのか。

(県民生活課 平山事業者指導班長)

- ・資料の表に、指導 10 件と記載しているが、基本的に指導した際は、インターネット上の表示であるため、インターネットを見て確認するようにしている。

(弁護士会 靄岡座長)

- ・インターネット広告の特徴として、すぐに改変・書き換えをし、そんなの知らないという業者がおそらく多いと思う。なかなか大変だと思うが、今後ともよろしくお願いします。

(司法書士会 小楠先生)

- ・今後も引き続き県民のためにこうしたことをよろしくお願ひしたいと思う。また 1 点、こういう調査の仕方にならざるを得ないんだろうと思うが、最近でもないが、県内でインターネットの広告に自分の住所・氏名をきちんと表示をしていない業者がいたので、そのようなところも、調べる要素にさせていただけるとありがたいと思う。

(弁護士会 靄岡座長)

- ・今回、景表法上の問題なので、例えば特商法上の問題を調べるところまでは行っていないという理解でいいか。

(県民生活課 平山事業者指導班長)

- ・相談内容で特商法に該当するような違反が見受けられる場合は、特商法の指導を見据えて調査をするというケースがある。

(弁護士会 靄岡座長)

- ・もう1点、前回後日回答となっていた若者向け消費者被害防止啓発動画の再生状況については議事の中にも関連する内容があるため、議事の中で事務局から報告をお願いする。
- ・それでは議事に入っていく。今回も、質疑の時間等を設けているので、構成員の皆様にはぜひ様々な御意見を頂戴したい。
- ・議題の1つ目「令和5年度の消費者教育推進のための取組実績」について事務局から説明をお願いする。

(県民生活課 林主任)

- ・資料1-1を御覧いただきたい。令和5年4月から令和6年1月までの18歳から19歳の消費生活相談件数は183件であり、昨年同時期に比べて28件減少した。1人当たりの平均既支払額は7万8000円であり、昨年同時期の11万3000円と比べて、3万5000円減少した。既支払額の回答があった相談のうち、約8割が10万円未満だった。
- ・販売購入形態別では、通信販売が最も多く、5割から6割を占めており、次いで店舗購入が多くなっている。通信販売のトラブルでは、「代金を振り込んでも商品が届かないため、業者にメールをしたが返信がない」といったトラブル、「お試し価格の商品を購入したが、2回目が届き、高額な定期購入の契約になっていた」といった意図しない定期購入のトラブルなどがある。
- ・また、昨年同時期と比べて、訪問販売に関する相談件数が2倍近くに増加している。内容は、ロードサービスに関するトラブルや、電力自由化に伴う電気の契約に関するトラブル、副業に関するトラブルなどが多く寄せられている。
- ・被害の内容では、18歳から19歳では貸貸アパートに関する相談、20歳から21歳ではフリーローン・サラ金に関する相談が、昨年同時期と比べて約2倍である。特に、フリーローン・サラ金に関する相談の背景として、副業や多重債務の問題があると考えられる。
- ・相談件数や既支払額は、昨年同時期と比べて減少はしているが、引き続き出前講座等を通じて、若年層に特有の消費者被害について注意喚起を行っていく。
- ・資料1-2を御覧いただきたい。消費者基本計画の大柱1「自ら学び自立し行動する消費者の育成」の中に、「持続可能なくらしの実現に向けた県民意識の醸成」、「ライフステージに対応した多様な場における消費者教育・啓発の推進」、「消費者教育の担い手となる人材の養成」の3つの柱があり、各柱に対応する取り組みの全体像を記載している。この中から、令和5年度に新たに実施した取り組みである「シニア向け消費者教育講師人材養成講座事業」とその他の主な取り組みを中心に、次の資料から説明する。
- ・なお、別の資料での説明はないが、第1回で御質問いただいた多言語の外国人向けリーフレットについては、資料5ページに記載のとおり、県全体への展開を実施している。

(県民生活課 辻主任)

- ・資料1-3を御覧いただきたい。シニア向け消費者教育講師人材養成講座事業については、第1回の県域協議会でも御報告したが、改めて事業の経過を報告する。社会のデジタル化の進展に伴い、スマートフォンなどデジタル機器を活用した消費活動が急速に浸透していく中で、高齢者を中心に十分に活用できない方も多く、デジタル格差の解消が重要な課題となっている。
- ・こうしたデジタル格差の解消に対応するため、県では昨年12月から本年2月にかけて、主に高齢者向けにデジタル機器やサービスの安全安心な使い方や、インターネット上の消費者トラブ

ルの対処法などを伝える消費者教育講師を養成する講座を開講し、33名の講師を養成した。

- ・養成講座を修了した講師には、4月から県が募集するシニア向けデジタル活用講座の講師として、各地域で開催する出前講座で活動いただく予定である。

(県民生活課 林主任)

- ・資料1-4を御覧いただきたい。消費者教育出前講座の令和4年度の実績と5年度の実績見込みである。令和4年度は259回実施をし、うち168回が高校生の出前講座であった。令和5年度は、全体で230回の実施を予定しており、うち143回が高校生向けの出前講座の見込みである。
- ・昨年度に比べて、若干講座の実施回数が減少している背景としては、新型コロナウイルス感染症の分類が、感染症法上の5類に引き下げられ、学校での分割開催が減少したことが要因の1つと考えられる。
- ・高齢者・見守り者向けの講座は、新型コロナウイルス感染症の影響が減少したことに伴い、令和5年度は合計35回と、令和4年度に比べ、若干増加をした。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行以前と比較して、依然として回数が低水準であるため、令和6年度も引き続き、高齢者の消費者被害防止のために、講座数の増加を目指すのに加えて、シニア向け消費者教育講師人材養成講座事業で養成した講師によるシニア向けのデジタル活用講座も実施していく予定である。
- ・次のページには、高校生出前講座の実績と来年度の計画を記載している。令和2年度の講座開講時は55校、令和3年度は私立学校にも実施を拡大したことに伴い83校、令和4年度は成年年齢引き下げの当年度ということで96校、令和5年度は109校の見込みと、実施校数は毎年順調に増加をしている。令和6年度も現時点の計画ではあるが、113校で実施の見込みである。
- ・なお、出前講座については、令和6年度からは受講者へのアンケートを開始し、受講者の理解度や講座の前後の意識の変化を調査していく予定である。

(県民生活課 稲垣主事)

- ・資料1-5を御覧いただきたい。若者向け消費者被害防止啓発動画の活用についてである。令和4年度は、成年年齢引き下げに伴う若者の消費者被害を防止するため、県内大学生、専門学校生を消費者トラブル防止学生クリエイターに任命し、共同で啓発動画を制作したが、今年度は出前講座での動画の活用や、WEB広告の配信による注意喚起を行った。
- ・動画には、消費者ホットラインの周知を目的とした周知・PR編と、若者に多いトラブル事例を取り上げた注意喚起編があり、18歳から34歳の若年層を対象にWEB広告を配信した。事例を取り上げた3本の動画の再生回数は、広告配信期間を終了した3月8日時点で、いずれも11万回を超えている。
- ・前回、やばみちゃんの動画について、動画を掲載して以降の再生回数の推移、動画がどのようなタイミングで視聴されているのか、どの年代が何時頃の時間帯で視聴しているのかの3点について御質問をいただいた。御質問のうち、視聴の時間帯については、集計の仕組み上分析ができなかったため、御了承いただきたい。
- ・再生回数の推移では、広告配信を実施した時期の視聴回数が大きく伸びていた。令和4年度は配信開始に合わせて、今年度は学生の長期休暇に重なる8月から9月、新生活に備える2月に配信をした。続いて性別の分析としては、いずれの動画も女性が占める割合が大きく、年代別では、広告配信でターゲットとしている若年層がほとんどを占めるという結果になった。
- ・令和6年度も引き続き出前講座で動画を活用するなど、若者への啓発に努めていく。

(県民生活課 林主任)

- ・資料1-6を御覧いただきたい。学校での消費者教育を推進するため、教員向けの研修を行っている。
- ・常葉大学では、今年度も同大学の星野先生の御協力により、教職大学院での講義を実施した。
- ・県民生活課主催の消費者教育実践講座は、毎年金融広報委員会様にも御協力いただいて開催している。昨年度に引き続き、今年度もオンラインで開催をし、29名が参加した。今年度は、教育政策課との連携講座であり、募集や受講決定等、教育政策課とも連携して講座の運営を行った。また、8月末からは教育委員会が管理する研修管理システムでも録画配信を行っており、講座の当日に受講ができなかった教員が、都合のいいタイミングでいつでも研修を受けることが可能となっている。令和6年2月13日時点では19名の教員が視聴している。
- ・総合教育センターの研修としては、今年度新規で家庭科授業づくり研修を実施し、14名の教員の方が参加した。こちらの研修には、県民生活課や県民生活センターの職員も講師として関わっている。このほか、総合教育センターでは、消費者教育に関わる内容として、情報モラル教育実践研修も実施した。
- ・資料1-7を御覧いただきたい。県では、消費者教育出前講座の担い手として、消費者教育講師を養成している。講師や市町・県の相談員等、消費者教育出前講座を行う者を対象に、効果的な消費者教育出前講座の実施に向けて、講師のスキルアップを図るためのフォローアップ研修を例年実施している。
- ・令和5年度は、知識編として、オンデマンド配信により、法改正や、最新の消費者トラブルの知識の習得について取り上げ、全3回を通じて276名が視聴・参加した。また、実践編として、県内3箇所で開催型の研修を実施し、講義と合わせて意見交換を行い、60名が参加した。

(県民生活課 高橋主事)

- ・資料1-8を御覧いただきたい。県では持続可能な社会の実現に向け、SDGsの12番目の目標「つくる責任つかう責任」の達成の手段であるエシカル消費を推進するための普及啓発を行っている。
- ・今年度は、11月25日(土)、26日(日)に、ららぽーと沼津において「プラスエシカルデイズ」を開催した。会場では、13事業者がエシカルな商品の販売やワークショップを行うマルシェを実施し、2日間で合計447名が商品を購入した。また26日にはトークイベントを実施し、授産製品やフェアトレード商品の販売等、エシカルな活動を行っている学生による取組発表、及び有識者、県内事業者による地方発のエシカル商品について語るトークセッションを行い、49名が観覧した。開けた場所での開催だったため、マルシェ、トークイベントとともに、これまでエシカル消費を知らなかった方にも多く足を止めていただけたと考えている。
- ・また、今年度は東アジア文化都市の共同プログラムとして、日本・中国・韓国のそれぞれのエシカル消費に関する取り組みを紹介するパネル展示なども行い、消費文化としてのエシカル消費を発信した。
- ・昨年度に引き続き、未来の消費行動を担う小中学生を対象とした、SDGsとエシカル消費に関する出前講座を掛川市内の小学校2校で実施した。
- ・令和6年度も引き続き、マルシェ等の啓発事業を行い、エシカル消費の認知度向上に努めたい。

(弁護士会 靄岡座長)

- ・全般的な御意見・質問等を受け付けたいと思うが、どなたかいらっしゃいますか。

(司法書士会 小楠先生)

- ・前回のやばみちゃんの再生回数等について、回答感謝する。ただ動画を掲載しているだけでは

なく、積極的な働きかけがないと視聴数が伸びないということがわかった。

- ・意見が2点ある。1点目は、県内に著名な Youtuber の方がいらっしゃるそうで、そうした方にやばみちゃんをどうやって広めていくか、何かアドバイスをもらえる機会があっても面白いのではないかと思う。2点目は、官公署とか金融機関等で待たされることがしばしばあるが、そういったところには大概モニターがあって、色々な広告が流れている。その中にやばみちゃんの動画を入れてもらってもいいのではないかと思う。そういったように、動画を流してもらえるところを掘り起こしていくっていうのもいいのではないか。

(弁護士会 霧岡座長)

- ・県庁には一般の方が来ることはあまりないと思うが、例えば市役所や町役場の住民票や戸籍を取得する場所には一般の方が多く来ており、色々な広告動画を流していることがある。広告料の問題もあると思うが、そういった一般の方が来るところで動画を流すのは有効ではないかと私も思う。
- ・資料1-1の成年年齢引き下げ後の相談状況で、先ほどサラ金・フリーローンの相談が多いという話が出ていたが、分析の際は、副業とサラ金などの組み合わせは、1件としてカウントしているという理解でよろしいか。

(県民生活課 林主任)

- ・キーワードで検索しているため、例えば「副業の商材を買うのに30万円いるため、消費者金融で今からお金を下ろしてくるように言われた」という相談の場合も、フリーローン・サラ金でカウントに入っている。

(弁護士会 霧岡座長)

- ・例えば内職・副業とフリーローン・サラ金がかぶってるような案件は、両方でカウントされているのか、どちらか一方だけにカウントしているのか、どちらとして理解してよろしいか。

(県民生活課 田代主事)

- ・システムに登録するときに、キーワードをいくつか設定できるようになっている。この表は、第1順位のキーワードを拾っている形であり、ダブルカウントはない。
- ・ただ、場合によっては、第1順位が副業、第2順位にフリーローンで入力している場合も考えられる。

(弁護士会 霧岡座長)

- ・外国人向けリーフレットの全県展開は、生協連の中村常務理事の提案に基づくものだったと思うが、中村常務理事から何かあるか。

(生活協同組合連合会 中村常務理事)

- ・私の周りにも外国人の方がたくさんいるが、実は外国人学校に通っている子どもたちは日本語がわかる一方、その保護者の方々は日本語がわからない、あるいは英語もなかなか通じないという方が非常に多かった。
- ・外国人学校にこのような資料を置いたり、生徒が家に持ち帰って家族と共有できたらいいと思っていたため、とても良かった。
- ・資料1-1の3の(2)の商品サービス別相談件数の、18、19歳の令和5年4月から令和6年1月までの部分に、「金融関連サービスその他」が初めて上がってきたような気がするが、相談内容を教えてほしい。

(県民生活課 林主任)

- ・「金融関連サービスその他」の相談内容の詳細は確認していないため、次回の協議会での報告とさせていただきます。

(生協連 中村常務理事)

- ・問題無い。

(県民生活課 林主任)

- ・それでは、申し訳ないが、来年度の第1回の協議会で報告する。

(弁護士会 霧岡座長)

- ・おそらく若い子のため、金融関連サービスと言っても、投資等はあまり考えられないと思うが、また別の内容かもしれない。調査をお願いする。
- ・続いて、議題の2つ目「令和6年度の消費者教育推進のための取組予定」について、事務局の方から説明をお願いする。

(県民生活課 林主任)

- ・資料2-1を御覧いただきたい。消費者基本計画の柱1「自ら学び自立し行動する消費者の育成」の中にある3つの柱に対応する取り組みの全体像を記載している。この中で、令和6年度新たに実施する取り組みを中心に御説明する。
- ・1番目の柱(1)「人が幸せになるエシカル消費の推進」については、「エシカル消費」の認知度向上を目指し、エシカルな消費文化を発信するイベントを令和6年度も開催する。令和5年度は東部地区での開催だったため、令和6年度は西部地区でのイベント開催を現時点では予定している。
- ・2番目の柱の(1)消費者教育出前講座等の実施については、113校で高校生消費者教育出前講座の実施を予定している。なお、令和5年度に養成した講師を活用したシニア向けのデジタル活用講座も新たに実施する。先ほどの説明と重複するが、来年度からは受講者向けのアンケートを行い、理解度等を確認していく。また、高齢者向けの出前講座の増加を目指す中で、新たに高齢者向けの出前講座の教材を制作する予定である。
- ・(3)の若者参画による啓発動画の作成事業については、この後、資料2-2で御説明する。
- ・(4)消費者被害防止キャンペーン等の実施については、消費者月間や消費者被害防止月間を活用し、注意喚起や啓発のための街頭キャンペーン等を実施していく予定である。情報誌等による情報発信は、災害時の消費者被害の防止啓発等のためのリーフレットを制作する。また、県内で件数が増加している被害等について、今年度に引き続き来年度も注意喚起を行っていく予定である。
- ・3番目の柱の(1)教員向けの研修では、今年度に引き続き、県民生活課主催の消費者教育実践講座を教育委員会と連携講座で実施する。令和5年度と異なり、令和6年度は、授業での取り上げ方等に焦点を合わせた家庭科の教員向けの講座と、最新のトラブル情報等の提供に焦点を合わせた教員向けの2種類の講座の開催を予定している。
- ・(2)消費者教育講師フォローアップ研修は、今年度と同様に録画配信と意見交換会を併せて実施する予定である。録画配信は、最新のデジタルの分野での消費者被害の状況等、今年度とはテーマを変えて実施し、消費者教育講師の知識を深めていく。
- ・資料2-2を御覧いただきたい。若者参画による啓発動画の作成事業について御説明する。近年、SNS等の広告に掲載された広告をきっかけとする消費者被害の相談件数が、若年層・中高年層・高齢者層の全ての全年代において増加傾向にある。

- ・そこで、日常的に SNS を使用している若者たちが参画し、怪しいインターネット広告について学びながら、若者・親世代・祖父母世代のそれぞれの世代で騙されやすい広告の特徴を考え、動画の作成に向けた意見を出し合う。参加する若者は、県内の大学や専門学校を対象に参加者を募集する予定である。
- ・作成する動画は、学生たちの意見を参考にしながら、令和4年度に制作した「ちょっと待った！やばみちゃん」の続編と位置づけ、若者向け・中高年向け・高齢者向けの3本を作成したいと考えている。出来上がった動画は SNS の広告で配信することを想定しているため、1分から2分程度の短い動画とする予定である。
- ・本格的な事業の実施は、夏頃からを予定している。

(弁護士会 靄岡座長)

- ・消費者教育に関連する分野として、今年の4月から金融教育に関連し、金融商品取引法の改正に伴い、新たに「金融経済教育推進機構」が設立されることになっている。
- ・ここで、金融広報委員会事務局の赤堀事務局長から、来年度以降に予定されている金融教育の改正等について御説明いただく。

(金融広報委員会 赤堀事務局長)

- ・前回の協議会では、詳細お伝えできなかったが、金融経済教育推進機構の概要が固まったため、この場を借りて説明する。
- ・参考資料2を御覧いただきたい。成年年齢の引下げ等により、金融経済教育に対する世の中の注目や関心は増加している。そうした中で、これまでも政府や、金融広報中央委員会、金融機関団体が、学校や職場等において、資産形成の啓発等の金融経済教育に関する取組みを実施してきた。
- ・しかし、そうした中においてまだまだ課題が多いのが実態である。資料の右側の上の円グラフを御覧いただきたい。金融経済教育を受けたと認識している人と認識していない人を分けたものであり、受けたと認識している人は7%しかいない。また下の円グラフは、長期投資や積立投資、分散投資のリスク抑制効果を知っているかという問いに対してだが、知っている、詳しく知らないが聞いたことはあるという人を合わせても、4割しかいないというのが実態である。
- ・また、職域でも、確定拠出年金加入者への継続投資教育が不十分との指摘がある。資料にはないが、ある調査団体の資料によると、事業主側の約8割が継続的な教育をしていると回答しているのに対して、加入者側で継続的な教育を受けたと思っている人は約1割しかおらず、事業主側と加入者側に大きな相違があると言われている。
- ・投資詐欺や、SNSを通じた投資勧誘のトラブルも引き続き発生している。
- ・金融経済教育の担い手が金融機関や、それらの業界団体である場合、教育を受ける側が勧誘されるのではないか等の懸念から、敬遠されるという声も聞かれている。
- ・これまで、政府、金融広報中央委員会、金融関係団体がそれぞれ金融教育を行ってきたが、連携を強化すべきであるという指摘もある。
- ・令和4年の11月に政府が打ち出した資産所得倍増プランの中で、第五の柱のとおり、金融リテラシー向上に向けた取り組みとして、官民一体となった金融経済教育を戦略的に実施するための中立的な組織として、新たに令和6年中に金融経済教育推進機構を設立するということが明記された。その上で、日本銀行が事務局を担う金融広報中央委員会の機能をその機構に移管するほか、運営体制の整備や設立運営経費の確保に当たっては、政府、日本銀行に加え、全国銀行協会、日本証券業協会等の民間団体の協力を得ることも明記された。この関連法案が2023年の11月に国会に提出され、可決されている。
- ・また、閣議決定された新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版では、官民

連携して、地方を含めた金融経済教育の推進体制を整備することになっており、官民一体となった効率的・効果的な金融経済教育を全国的に実施することもうたわれているため、これまで以上に、静岡県金融広報委員会が金融経済教育面で果たす役割が重要になっていると認識している。

- ・金融経済教育推進機構は、金融経済教育を推進することを目的として、令和6年4月に設立され、8月に本格稼働する予定である。金融庁が認可・監督する公的な機関である認可法人として、さらに金融広報中央委員会の機能を移管するとともに、金融庁、民間団体から関連事業も移管し、また、金融広報中央委員会、金融庁、民間団体から人と資金が拠出される。
- ・この金融経済教育推進機構は、都道府県、当県では静岡県金融広報委員会や日証協地区協会や各地銀行協会等の民間の地方組織とも、連携して金融経済教育を推進していく予定である。
- ・静岡県においては、静岡県金融広報委員会が引き続き残り、他の民間の地方組織等とも連携し、金融経済教育を展開し、活動していくということとなっている。
- ・機構の主な事業は、これまでも金融広報委員会が行っていた講師派遣事業や、イベントセミナー事業に加えて、これまで金融広報委員会では行っていなかった、家計管理、生活設計、資産形成等に関して、個別相談事業の実施を予定している。また、特定の金融事業者や金融商品に偏らないアドバイスを行うアドバイザーを認定・公表・支援する認定アドバイザー事業も行う予定である。
- ・静岡県金融広報委員会では、これまで培った知見やネットワークを生かし、静岡県における金融経済教育活動の普及・推進の窓口として、これまで以上に、講師派遣の案件獲得に向けた広報活動や、機構とのセミナー・講演会の共催等をしていきたいと考えているため、これまで同様に、御協力をお願いしたい。

(弁護士会 靄岡座長)

- ・金融経済教育推進機構というのは、職域等での教育に重きを置いていくのではないかと考えているが、従前の消費者教育とは、どういう位置づけになってくるのか、お考え聞かせていただきたい。

(金融広報委員会 赤堀事務局長)

- ・直接的な答えになるかわからないが、これまで金融経済教育については、個別企業等には、あまりサポートはしていなかった。しかし、例えばいわゆるZ世代が、企業を選ぶ際に用意してくれたら良いと思う研修は何かというアンケートがあり、その結果を見ると、ITスキルの研修やビジネスコミュニケーションの研修は当然高いが、それより多くの学生が、資産形成や金融リテラシーの研修を準備してくれると嬉しいという結果があり、さらにそういった研修を実施している会社の方が、志望動機が高まるという結果もある。
- ・我々としても、学生の頃だけではなく、入社してからも、いわゆる金融教育・経済教育が重要だと考えている。
- ・先ほど成年年齢引き下げの相談の中に、クレジットやローンの相談が多いとの報告があったが、こういった金融知識を知っていれば、返済できる金額を自分の中で判断ができ、トラブルに巻き込まれないと思うので、そういった意味でも、子どもから学生、さらに職域、さらに高齢者へ、どの階層に対してもしっかりと金融経済教育をしていくということが、機構に求められていることではないかと感じている。

(弁護士会 靄岡座長)

- ・小さい頃から金融経済教育の基礎的なことを学んでいき、社会に出るようになって、職域において、例えば資産形成をどのように具体的にやっていくか等を教育していく、というイメージ

でよろしいか。

(金融広報委員会 赤堀事務局長)

- ・その認識で問題無い。

(弁護士会 霧岡座長)

- ・これからも引き続き意見交換をしながらやっていければと思う。
- ・例えば学校現場で金融経済教育の話が出てき、どうしていこうかといった議論は、まだ特に出していないと思うが、例えば社会教育課では、例えばこういった金融経済教育が始まるのが話題になったり、4月以降どうやっていくかといった話は出ていたりするか。

(社会教育課 齋竹主査)

- ・社会教育課として、金融経済教育関係について、事業を立ち上げる等は特に検討されていない状況であるため、今後本日の資料を持ち帰り、担当班等で検討を進めていきたいと思う。

(弁護士会 霧岡座長)

- ・今回職域でこういった金融経済教育を行っていく中だと、おそらく企業だけではなく、学校の現場でも、例えば先生たちを相手に金融経済教育を行っていく場面が増えてくるのではないかと認識しているため、引き続きそういった観点からも御準備等をいただければと思う。

(常葉大学 星野教授)

- ・金融教育は、消費者教育、それから情報教育にも繋がっていると思う。先ほど現場でという話があったが、初等、中等、それから高等、特別支援等、学校教育に対して現場で色々と調査・研究・実習等やっており、保護者等の悩みを聞くこともある。その中で、小学校の低学年で、今、TikTok が流行っていて、子どもが動画を作って公開してしまうのはどうなのかということが、話題になったことがあった。
- ・もう1つはゲームの課金で、小学校の低学年から課金をしてしまうという事例があり、課金するのがどうかということは家庭教育の問題とも言えるが、祖父母等からもらったお年玉を何に使うか聞いてみると、子どもたちの答えでゲームの課金に使うというものが非常に多く、深刻な問題だと思っている。家庭科が小学校の高学年以上の科目のため、小学校高学年以上の中学高校などの高い年齢では消費者教育や金融教育も結構行われていると思うが、小学校中学年や低学年ではあまり行われていないので、もう少し対象年齢を拡げ、全年齢層を通して、消費者教育・金融教育と情報教育を合わせてやっていただけると非常によいのではないかと思います。

(金融広報委員会 赤堀事務局長)

- ・金融経済教育機構では、各階層に対して全国一律的に教育していきたいという観点から、様々なコンテンツ資料を準備する予定である。そうした中で、対象階層として、一般向け、職域向け、また、学校向けの中では、中学・高校・大学に加えて、小学生の低・中・高学年用それぞれ分けた資料も準備するつもりである。

(司法書士会 小楠先生)

- ・計画でやばみちゃんの続編を作るという話を伺い、本当に期待している。ぜひあまり型にとらわれ過ぎず、はめを外しかけていても構わないと思うので、思い切ってやってもらいたい。私自身も、学校の教科書などで文字で勉強もするが、漫画で勉強したこともあった。私たちがこうあるべきと考えている教育の外でも、やばみちゃんは活躍できると思うし、もしかしたらそ

ういうところの方が、見る人の心にすっと入っていくような気もするので、また頑張って活躍してもらえたらと思っている。

(弁護士会 霧岡座長)

- ・話は戻るが、先ほど星野先生から意見があった点について、義務教育課でどのように考えているか教えてほしい。

(義務教育課 池谷教育主査)

- ・小・中学校は1人1台端末が揃って、情報教育も進んでいるので、課金の問題など、情報モラルを含めて、小学校低学年から進めている。ただ、金融教育と関連させて進めているという認識は、学校にはないと思うので、繋がりがあるということ、今後、広めていきたい。

(弁護士会 霧岡座長)

- ・先日も、名古屋で小学生が同級生に、いい儲け話があるという話をきっかけに高額をだまし取ったという話があり、大人社会を見てやっているのではないかと思うが、こういった話を聞くと、教育というのが今後とても大事になってくるのではないかとますます思う。

(消費者団体連盟 小林顧問)

- ・3点ある。1つ目は、私が消費者団体に入ってから33年になるが、振り返ってみると、最初の頃は訪問販売や電話勧誘が主だったが、最近はインターネット機器などデジタル化し、対応に難しさが生じていると感じている。
- ・2つ目は、エシカル消費に、SDGsと合わせて2018年から取り組んできているが、まだ一般的には「エシカル消費」という言葉が知られていない。色々な場所にチラシやポスターでエシカル消費という言葉だけでも掲げることで、エシカル消費について皆さんに関心持ってもらうことができ、定着していくのではないかと思う。
- ・3つ目は、7月に新しいお札が出るが、銀行協会や銀行を語り、「古いお札が使いなくなるので、交換する」といった電話をしてきて、タンス預金をしているお札を巻き上げていくといった手口の詐欺が必ず出てくるのではないかと思う。そろそろ皆さんに、新しいお札ができて古いお札が使いなくなることは絶対はないということを伝えていくことも必要だと感じている。
- ・県の取組みは、目的をしっかりと持ち、それに沿って実践し、成果も上がっていることを、今日また改めて感じた。

(金融広報委員会 赤堀事務局長)

- ・皆様御承知のとおり、7月に新しいお札が発行される。世の中の技術が進むと、偽札が作られやすいことから、約20年に1度、デザインを変更したり、さらなる偽造防止策を盛り込むことを、日本だけでなく、海外でも行っている。小林顧問の御指摘のとおり、今使っているお札も、さらにその前のお札も、まだ使用できる、日本銀行としても、使用できるということは広報を続けているが、皆様方においても、そういった広報をしていただけると大変助かる。

(弁護士会 霧岡座長)

- ・古い記念コイン等でも、使用が廃止されない限りは使えるということを告知してくのも金融教育ではないかと思った次第である。
- ・続いて、議題の3つ目、県民生活センター等からの報告について、各県民生活センターと賀茂広域消費生活センターからそれぞれ御説明をお願いします。

(東部県民生活センター 海野班長)

- ・資料3-1を御覧いただきたい。1「令和5年度 出前講座実施状況」について、今年度の高校生出前講座は、34回の実施の予定である。昨年度の51回と比べて17回減少しているが、受講者数は少しの減少である。原因は、受講単位がクラス単位から、学年・学校単位へ変更になってきていることなどが考えられる。
- ・大学生、専門学校、社会人、高齢者などへの出前講座は38回の実施の予定である。昨年度と比べて8回の増となったが、受講者数は少しの増加である。原因は、1回ごとの人数規模が少ないため、回数が増えても、人数への影響が少なかったと考えられる。
- ・消費者教育講師の派遣は53回の予定であり、昨年度の46回と比べて7回増加しており、受講者数も760人程増加した。
- ・商品テスト実習講座は、8月に富士市で1回実施した。
- ・2「消費者市民社会の理念普及への取組」は、エシカル消費の関係であり、パネル展示やチラシ、啓発グッズの配架を中心に実施した。本年度は、エシカル消費に関する県民生活課主催イベントが11月25日、26日にららぽーと沼津で実施されたため、東部県民生活センターも参加し、PRを行った。
- ・3「キャンペーン等による啓発活動」は、5月と12月のキャンペーン月間のほか、主に当センターが入居するビルの1階のギャラリープラザでパネル展示などを行い、周知啓発に取り組んだ。昨年度、県民生活課で制作したやばみちゃんとしなんちゃんの啓発動画も、東部総合庁舎の待合スペースにあるデジタルサイネージで放映している。また、市町のキャンペーンにも応援参加し、連携した啓発活動に取り組んでいる。
- ・4「第2回東部・賀茂地域消費者行政推進連携協議会」は、管内20市町と賀茂広域消費生活センターが集まる、消費者行政全般に関する会議だが、2月27日に開催した。今回は、令和8年度下半期からスタートする「消費生活相談DX」をテーマに意見交換を行った。

(中部県民生活センター 中村班長)

- ・資料3-2を御覧いただきたい。1「中部地域消費者行政推進連絡協議会について」だが、2月29日に第2回協議会を開催し、消費者教育関係の議題としては、出前講座等の取り組みについて、中部管内の市や町、県消費者団体連盟中部支部、県環境衛生科学研究所等と、情報共有を図った。なお、令和5年度の当センターの出前講座の実績は、2月7日現在で46回、受講者数は5,328人である。
- ・3「街頭キャンペーン」について、12月の消費者被害防止月間において、弁護士会、司法書士会、警察、学生ボランティア、行政等の関係機関と連携し、12月14日にJR静岡駅で、消費者トラブル防止のための注意喚起や相談窓口の利用などを呼びかける街頭キャンペーンを実施し、新聞報道等もされた。
- ・4「高校生消費者教育出前講座と連携した消費者啓発の取組」として、令和5年度は、出前講座を実施した静岡北特別支援学校高等部との協働により、生徒のデザインによる消費者啓発グッズ、クリアファイルと消しゴムのセットを制作し、管内の特別支援学校等に配布したほか、高校生の出前講座や街頭キャンペーン等において活用していく。なお、3月4日に、同校において贈呈式を執り行い、こちらも新聞報道された。

(西部県民生活センター 長葎班長)

- ・令和5年度第2回西部地域消費者行政推進連絡協議会は、主に消費生活相談のDX化についてをテーマに開催した。
- ・高校消費者教育出前講座は、令和5年度1月末現在の集計であるが、3月現在では45校となっており、昨年度に比べてさらに増加している。また、保護者向け出前講座についても、1月末

現在だが、昨年度とほぼ同等の実績となっている。

- ・他言語での啓発について、昨年度西部県民生活センター独自でリーフレットを作成したが、県西部は外国人が多いことから、独自に作成し、県西部の外国人学校や市町の窓口等に配布・配架を依頼した。また、住宅供給公社の協力のもと、県営住宅にて、専門の通訳を介した上で、外国にルーツを持つ方に啓発を実施した。その際に、今回作成したチラシを渡して、相談先等を紹介した。
- ・エンカル消費について、来年度、浜名湖花博 2024 が、県西部では開催されるため、プレイベントが行われた。イベントとコラボして、いくつかの試みをすることで、エンカル消費の啓発を展開した。具体的には、浜名湖花博プレ会場で、パネル展、エコバック・缶バッジの作成の体験イベントを行った。体験イベントは参加者も多く盛況だった。また、西部県民生活センターの Instagram に、許可を取った上で、参加者が作成したエコバック、缶バッジを投稿して、エンカルの啓発を行った。

(賀茂広域消費生活センター 倉島所長)

- ・今年度の消費者教育出前講座は、2月2日現在で14回実施をし、529名が受講した。成年年齢引き下げに伴い、高校生や専門学校生などを対象に出前講座を実施したほか、下田中学校の2年生4クラスそれぞれに家庭科授業の一環として実施しており、中学生に対しては初めての出前講座である。また、高齢者の消費者被害が相変わらず多いことから、高齢者や見守り者を対象に出前講座を実施している。
- ・(2)の啓発は、5月の消費者月間と12月の消費者被害防止月間で、それぞれ街頭キャンペーンの方を行った。また、年3回、「くらしが変わるカモ！」という消費者トラブルの事例や対策に関する啓発のチラシを発行し、各市町の町役場や市役所を通じて全戸回覧をしている。そのほか、下田市のケーブルテレビで毎月啓発番組を放映してたり、各市町の広報誌を活用した啓発も実施をしているところだ。
- ・(3)の見守りは、高齢者等の見守りの関係だが、令和3年度に東伊豆町、令和4年度に南伊豆町に消費者安全確保地域協議会を設置し、高齢者等への見守り活動を行っている。協議会未設置の市町については、引き続き協議会の設置を働きかけていく予定である。
- ・課題と今後の取り組みについては、消費者被害・トラブルに遭いやすいのは高齢者、障害者あるいは、成年年齢の引き下げとともに若者でもあるため、高齢者、障害者や若者本人だけでなく、見守り者や保護者への出前講座を実施するなど、より効果的な消費者教育啓発に取り組んでいきたい。

(弁護士会 霧岡座長)

- ・各センターの取り組み状況について御質問・御意見等あればお願いできればと思う。

(常葉大学 星野教授)

- ・どのセンターも積極的に、それぞれ地域・特徴に応じた様々なことに取り組んでいて、非常に頼もしく思う。
- ・東部や賀茂広域消費生活センターの取組の中で、見守り者・保護者への出前講座について、当事者以外の周囲の関りのある人たちにも出前講座を行うことは非常に大事であると思う。子どもや若者の被害に遭った際、その保護者が、一緒に慌てたり、困ったりする例も多い。やはり大人にもまだ教育が行き渡ってない面もあると思う。当事者だけではなく関りのある人たちにも講座を行うことで、周囲にも波及し、見守りや広報に役立って非常に良いと思う。
- ・西部の取組で、多様な外国人住民に向けた事業はとても良く、また市民全体にもエンカル消費等をわかっただけでなく取組を行っており、非常に良いと思う。中部も特別支援学校との連携事

業はとても効果的だと思う。中部の街頭、西部の浜名湖、東部のららぽーとなど色々なところで啓発事業を行う等、画期的な取組から意欲と向上心が見られ、非常に感銘を受けた。

(県民生活課 林主任)

- ・西部県民生活センターの取組について、資料にはないが、事務局から付け足しで説明する。今年度新たな取り組みとして、商工会議所が行っている、高校3年生や大学生向けの就職フェアで、若者向けの消費者被害の啓発のチラシを配る機会をいただいた。新社会人になろうとしている学生に加えて、ブースを出している企業にも、新社会人向けの出前講座をアピールする機会にもなっている。

(弁護士会 靄岡座長)

- ・中部県民生活センターの取組で、高校生消費者教育出前講座の中で、特別支援学校と連携したのは、初めての取り組みだと思う。その中で、クリアファイルや消しゴムを作成したということだが、これはおそらく管内の9特別支援学校等に配布したということで、一般には特にまだ配布はしてないという理解で良いか。

(中部県民生活センター 中村班長)

- ・啓発グッズは2000部作成し、中部管内の特別支援学校9校の高等部生徒約700名に配布したほか、一般の方へは街頭キャンペーンや出前講座において活用しようと考えている。

(弁護士会 靄岡座長)

- ・この取組について、特別支援教育課にも事前に報告等は上がっていたのではと思うが、何か生徒たちの感想等聞いていれば教えていただきたい。

(特別支援教育課 中村教育主幹)

- ・講座の感想等については報告を受けていないが、このクリアファイルをデザインした生徒の感想として、本人もスマホを所持しており、課金について自分も気をつけようという意味で作ったと聞いている。
- ・先ほどの賀茂広域消費生活センターの取組みの中で、見守り者や保護者に出前講座という話があった。県立特別支援学校は現在、39校ある。今年度、学校から消費者被害に遭ったとか、大きなトラブルあったといった報告は上がってきていないので、少し安心している。今後、社会のICT化や情報化が進む中で、義務教育課からも話があったが、スマホの使い方や、消費者教育も含めて、セットで指導していかないと、トラブルに繋がっていく可能性があるという心配もある。児童・生徒だけでなく、保護者への理解、啓発等、引き続き行っていく必要があるだろう。
- ・出前講座の実施も大きなトラブルに至らなかった成果の一つであると思うが、知的障害のある児童・生徒で、何度か繰り返して伝えないと理解が難しい児童・生徒もいる。実際に学校で指導する先生方の意識を高めることも含めて、繰り返し機会を持って、伝えていく必要があると思う。

(弁護士会 靄岡座長)

- ・学生たちが作ったものは、多分大人が作ったものと違い、学生たちに響きやすいと思うので、非常にいい取組だと思う。

(義務教育課 池谷教育主査)

- ・先ほど賀茂広域消費生活センターから話があった、下田中学校への出前講座について、どんな内容で講座を行って、子どもたちの反応がどうだったかわかるようであれば伺いたい。

(賀茂広域消費生活センター 倉島所長)

- ・下田中学校の出前講座の内容は、高校生対象でもほぼ同じだが、契約の基礎知識や、クレジットカード、キャッシュレス決済のほか、若者が遭いやすい消費者被害について講座を行った。生徒の皆さんが興味深く聞いてくれたという感触は持っている。

(弁護士会 靄岡座長)

- ・今はキャッシュレス決済とかも教えることになっている一方、お金を数えることがないため、教えるのはなかなか難しいかもしれないが、今後工夫をしながら実施できればと思う。

(消費者団体連盟 小林顧問)

- ・我々の団体では、県から委託を受けて出前講座を行っているが、小学校、中学校の授業の中に入れてもらうのが大変になっている。小学校は放課後児童クラブに講座を入れてもらっているが、それも今、3月末で大体次年度の予定を組んでしまうところが多いため、早めに依頼をしたりしている。そのほか、授産所でも講座を入れてもらっている。
- ・カルタやお芝居などもあり、受講者は講座を楽しんでいる。また、保護者に資料等を持って帰ってもらい、それを見て家庭ぐるみ・地域ぐるみで対策してくださっているところもある。
- ・また、お年寄りのサロンも、年間行事を組むので、早めに講座の依頼をしておかないと、なかなか講座が実施できないというのが実情である。お年寄りのデイサービスなどにも講座を入れてもらっている。施設の皆さんが、自分の施設からは被害者を出さないと、大変力を入れてくださっている。近くの施設に足を伸ばして色々な繋がりを作り、チラシだけでも置いてもらうということも、非常に効果的ではないかと活動の中から感じている。

(弁護士会 靄岡座長)

- ・今の話で私も1点疑問に思ったが、各センターで高齢者や見守り者に対する出前講座を行っているが、講座実施のきっかけは、向こうから申し込みがあったのか、センターの方から売り込みを行ったのか、わかれば教えていただきたい。例えば、東部県民生活センターは高齢者、見守り者向けの消費者教育出前講座を合計で23回ほど行っているが、どういうきっかけで始まったのか教えていただければ、ヒントになるかと思うがいかがか。

(東部県民生活センター 海野班長)

- ・申込みは、高齢者の団体の方から来ることもあれば、今年多かったのが、消費者教育講師が自ら営業して、講座を持ってくるというケースであり、今回高齢者の講座については、昨年4回だったのが、今年は13回と多くなってる要因である。

(弁護士会 靄岡座長)

- ・おそらく地域の特性があると思うが、東部は高齢者、見守り者向けが多い。中部や西部は他の対象向けの講座とまとめてカウントしているのかもしれないが、件数に隔たりがあると思ったので、おそらく情報交換はしていると思うが、参考にしてほしい。
- ・まだお話されていない方、例えば宮地前会長、何か御発言等あるか。

(日本青年会議所 東海地区 静岡ブロック協議会 宮地前会長)

- ・私は前会長であるため、またこれから来年の会長がお世話になると思うが、消費者教育と近いところがあるが、J Cで、高校生等に対して、税の教育や、模擬投資、模擬確定申告等の教育を、またここ数年でやり始めている。また、SDG sに関して、J Cとして2030年までフォローアップしていこうと取り組みをしているので、また何か皆さんと連携して企画できれば思っていたので、引き続きよろしくお願ひしたい。

(弁護士会 靄岡座長)

- ・社会福祉協議会の金子主事から、見守りなどの点も含めて、何か御発言等あるか。

(社会福祉協議会 金子主事)

- ・今日の話聞き、小学生、中学生、高校生そして高齢者のいずれも、被害に遭ったときに適切な対処方法を自分で考えることができる能力を身につけることが大事ではないかと感じた。
- ・社会福祉協議会は、35市町で福祉教育を推進しており、その中で、学校と地域の方々とともに地域福祉教育を推進している。また、実施するにあたり、35市町全てではないが、福祉教育の連絡会といった形で各学校の先生たちを招いて、今後の地域福祉教育どうしていくか話し合っているところもあるため、そういったところで、もし先ほどのやばみちゃんなど、動画に関するチラシ等があれば、先生たちにも資料をお渡しすることはできると思うので、少し御提案させていただきます。

(弁護士会 靄岡座長)

- ・色々な教育が入ってきていて、特に高校など、学校現場ではかなり大変だと思うが、高校教育課の片井教育主幹、何か御発言等あるか。

(高校教育課 片井教育主幹)

- ・高校の中では家庭科、公共、あるいは情報だったり、専門高校では商業の授業等で扱っていく内容になるが、出前講座を多く活用させていただいている。高校の教員も消費者教育の知識を多く持っているわけではないので、今後も引き続きお願ひをしたい。

(弁護士会 靄岡座長)

- ・県立高校は出前講座の実施が比較的進んできているが、私立高校がなかなか出前講座を受け入れていないというところがある。私立高校についても、引き続きやっていかなければならないと思う。
- ・教育政策課の中谷教育主幹、御発言等あるか。

(教育政策課 中谷教育主幹)

- ・県教委の教員研修を統括する立場から、本協議会に参加をしている。資料2-1の来年度の取組の中にある、教員向け消費者教育の実践に関する研修の実施については、県民生活課・総合教育センターと連携しながら進めていきたいと思っている。
- ・ここには記載がないが、県教委では、教員の経験年数に応じた、初任者研修、6年次研修、中堅教諭等資質向上研修等の年次別研修を実施している。現行の学習指導要領では家庭科、情報、商業、公共等で消費者教育について扱うことになっており、そういった教科を専門とする教員については、年次別研修の中で、教科指導力を高めるメニューを取り上げている。その部分についても、本日の内容を踏まえながらより一層充実を図り、県内全体の教員の資質向上に引き続き取り組んでいきたい。

(弁護士会 靄岡座長)

- ・静岡県教育研究会の黒柳様、何か御発言等あるか。

(静岡県教育研究会技術・家庭科部 黒柳校長)

- ・出前講座あるいはYouTubeの動画など、見ていて本当にわかりやすい内容のものが提示されると思う。ただ、やはり中学校・小学校ではなかなかそれにまだ目が向いていないという実態もある。もう少ししっかりアピールをしていかなければならない。
- ・今、中学校では家庭科の中で消費者教育を扱っているが、その時間も9時間程と少ない中で、出前講座もその中に入れていくのは難しいという実態もあるのかもしれないが、うまく時間を工夫して、やっていけるようにしたい。小学校も、SNSのトラブルや課金の問題などもやはり低年齢化しているので、そこに教員も目を向けていく姿勢が大事だと思うので、私どもとしても努力していきたいと思う。
- ・1点、今TikTokやInstagramの話も出ていたが、利用者も多いので、アピール方法として、TikTokやInstagram等を利用できないかと少し思った。

(弁護士会 靄岡座長)

- ・議題としては以上だが、司法書士会と事務局の方から配布資料について御報告をお願いします。

(司法書士会 小楠先生)

- ・御存じの方もいらっしゃるかもしれないが、この4月1日から土地も建物も相続の名義変更が義務化される。これに関連して2点、お伝えしたい。
- ・1点目だが、今回の話に乗じた新手の悪質商法が出てくることが予想されるので、何かこの関係であった場合には、司法書士会に問い合わせさせていただきたい。「義務化」という言葉で、不安を煽るだけ煽って騙す集団が出てくるかもしれないので、少し気にしていただきたい。
- ・2点目は、消費者教育に少し関わる程度かもしれないが、山や田んぼ、畑が、名義だけではなく、現実に放置されていることに関心を持っていただくようなきっかけにさせていただけたらと思う。

(県民生活課 辻主任)

- ・一番上に静岡県シニア向けデジタル活用出前講座と記載されたチラシを御覧いただきたい。先ほど事務局から報告資料の中で説明したところだが、シニア向けの消費者教育講師養成講座で講師を養成し、その講師の方々を活用して、4月からシニア向けデジタル活用講座として各地域で開催する出前講座に講師を派遣する事業を開始する。
- ・主に高齢者の方を対象に、既にスマホなどデジタル機器やサービスを利用しているが、詐欺等のトラブルに遭いたくない方や、さらに上手に活用したい方を対象としている。それ以外にも、家族や民生委員、介護事業所の職員といった高齢者を見守る立場の方も対象としている。
- ・本日お集まりの皆様においても、ぜひ講座の周知に協力をいただければ幸いである。また、所属の団体における研修の一環で本講座を活用いただくなど御検討いただきたい。

(弁護士会 靄岡座長)

- ・このチラシを、自治会等に回覧板で回すなどの予定はあるか。

(県民生活課 辻主任)

- ・回覧板まではまだ考えていないが、シニアクラブや、県の高齢者福祉の関連部局と連携して、高齢者に関わるところに啓発したいと考えている。

(弁護士会 霧岡座長)

- ・地域によっては町内会が全員高齢者というところがあると思うので、そういったところに配慮と非常に効率的かと思う。それでは、事務局に進行をお返しする。

(県民生活課 望月課長)

- ・本日は長時間にわたり、御意見等いただき御礼申し上げます。先ほど事務局から、成年年齢引き下げに伴って若者を中心に相談件数等を報告したが、県内の消費相談窓口に寄せられている件数も調べている。件数そのものは前年度の同時期に比べて少し減っているが、最近の傾向として、デジタル関連の相談が非常に増えている。
- ・そうしたことから来年度に向けては、デジタルの被害に関連するものの消費者教育や啓発に力を入れていこうと考えており、力を入れて対策に取り組んでいきたい。
- ・本日は貴重な御意見もまた新たに頂戴したので、参考にさせていただきながら、取り組んでまいります。
- ・本日はどうもありがとうございました。